

（趣旨）

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）学部2年次以上の、経済的支援が必要で、学業成績が優秀な学生を対象に、有意義な学生生活を送るための修学支援を目的として給付する奨学金について必要な事項を定める。

（名称）

第2条 この奨学金は、ゴールドマン・サックス・スカラーズ・ファンド（以下「奨学金」という。）と称する。

（給付期間）

第3条 この奨学金の給付期間は、平成29年度から令和4年度までの6年間とする。

（奨学金の原資）

第4条 奨学金の原資は、ゴールドマン・サックス証券株式会社からの寄付金をもってあてる。

（申請資格）

第5条 有資格者は、本学学部2年次から4年次に在籍する学生（日本の在留資格が「留学」の者を除く。）で、原則として最短修業年限で卒業できる見込みの者のうち、次の各号の基準を全て満たすものとする。

一 家計基準

前年度の家計が別に定める収入基準額以下であること。

二 成績基準

原則として、前年度までの成績が別に定める成績基準以上であること。

三 その他

受給する年度の学習院大学学費支援給付奨学金に採用されていないこと。

2 家計支持者に、過去1年以内に、次の各号のいずれかの理由により家計急変が生じ、その後1年間の家計が収入基準額を下回ることが申請時に確実であると学生委員会が認めた場合は、前項の基準を満たさなくとも申請できるものとする。

一 会社の倒産等による解雇又は早期退職

二 死亡又は離別

三 破産

四 病気、事故、災害、経営不振等による著しい支出の増大又は収入の減少

（申請）

第6条 この奨学金を申請する者は、別に定める書類を、所定の期日までに提出するものとする。

（奨学生の決定）

第7条 本学は、別に定める期間に希望者を公募し、申請者の中から学生委員会において選考の上奨学生を決定する。

（奨学生の選考）

第8条 奨学生の選考は、次のとおりとする。

一 申請者の中から、申請された収入額により選考する。

二 必要により面接を行い、人物評価を加味する。

（奨学生の定数）

第9条 奨学生の定数は、10名程度とする。

（奨学金の給付金額）

第10条 給付金額は、50万円とする。

（奨学生の発表及び奨学金給付方法）

第11条 奨学生の発表は、学生委員会の決定後に掲示をもって行う。

2 奨学金は、申請者が指定する口座に1月末日までに振り込むことにより給付する。

（奨学生の資格取消）

第12条 奨学金の給付期間中に奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、資格を取り消し、

奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

- 一 大学学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合
- 二 退学又は休学（留学のための休学を除く。）の場合
- 三 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- 四 その他奨学生として不適格と認められた場合

（他の奨学金との関係）

第13条 この規程に基づく奨学生が、学内外の他の奨学生を兼ねることを妨げない。ただし、学習院大学学費支援給付奨学金の給付は認めない。

（担当部署）

第14条 この規程に関する事務は、学生センター学生課が担当する。

（改正）

第15条 この規程の改正は、学生委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、給付期間が終了となる令和5年3月31日をもって廃止する。